

第6回那珂川町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年6月22日（月）15時00分から16時10分

開催場所 那珂川町役場 201・202・203会議室

出席委員

農業委員（18名）				農地利用最適化推進委員（25名）			
1番	滝童内政可	2番	小林 一恵	馬 頭	鈴木 一夫	健 武	佐 藤 保
3番	益子 順一	4番	岡 寿 実	矢 又	菊池 政広	和 見	小高 栄二
5番	深澤 弘子	6番	益子 稔	小 口	藤 田 保	北向田	大森 秀一
7番	谷田 知教	8番	船山 伸一	久那瀬	岡 浩 幸	松野・富山	大 武 正
9番	船見 和哉	10番	小高 辰也	盛 泉	大金 安男	谷 川	鈴木 明信
11番	高 野 寛	12番	穴山 正一	大内・大那地	川和 義夫	大山田下郷	渡邊 久雄
13番	川上 早春	14番	佐々木文子	大山田上郷	岡 崎 俊	小 砂	笹沼 則男
15番	星 フミ子	16番		1区・2区・3区	川上 雅人	1区・2区・3区	深澤 一郎
17番	西宮 一美	18番	益子 波子	4区・5区	橋本 征雄	6区・9区	板橋 了寿
19番	磯部 正美			6区・7区	鈴 木 勲	8 区	佐竹 賢一
				9区・10区	郡司 公平	1 1 区	高村 安英
				1 2 区	佐藤 康之	1 3 区	佐藤 知子
				1 4 区	板山 勝則		

欠席委員 ※農業委員のみ記載

農業委員			
16 番	佐藤 次男		

議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 報告第1号 農地等の地目変更について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 非農地証明願による現況地目の認定について
- 日程第7 議案第4号 非農地判断について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 追加日程第1 追加議案第1号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業委員会事務局職員

事務局長 星 善浩
係 長 小幡 優子
主 事 小山田 真梨子

会議の概要

那珂川町農業委員会総会規則第5条に基づき会長が議長となる

議長	只今より、令和8年 第6回総会に入ります。 出席委員は、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日、16番 佐藤次男 委員から欠席する旨の連絡があったのでご報告いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 今回の付議事件及び順序につきましては配布したとおりでありますので、ご覧願います。 日程第1 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。よって、本総会は本日1日と決定いたします。 日程第2 議事録署名委員の指名を議題といたします。 総会規則第19条第2項の規定による、議事録署名委員については、議長が指名することに異議ございませんか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員に13番 川上早春 委員、14番 佐々木文子 委員を指名いたします。 日程第3 報告第1号 農地等の地目変更についてを上程します。 事務局に報告の朗読および説明を求めます。
事務局 (小幡)	【報告朗読】
事務局長	報告第1号 農地等の地目変更について説明いたします。 「農地等の地目変更1 小口」の申請地周辺見取図をご覧ください。 当該地は、小口地内、県道小砂小口線と町道小口那珂川線との交差点から北東へ約600mの小口川沿い東岸に位置する農地です。 申請地は、20年以上前から「田」として利用して現在に至り、農地台帳地目を「畑」から「田」に変更するものです。 以上、報告いたします。
議長	報告の朗読および説明が終わりました。 質疑はありませんか。
各委員	【質疑なし】

議 長	質疑はないようですので、本件についてはご了承くださるようお願いいたします。 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事務局 (小 幡)	【議案朗読】
議 長	議案の朗読が終わりました。 申請1 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、17番 西宮一美 委員と、鈴木一夫 推進委員です。 17番 西宮一美 委員から調査の報告を求めます。
17番 西宮委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、6月10日に鈴木一夫推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、譲渡人が高齢のため、長男である譲受人に贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積については1,352㎡を予定していきまして、野菜を作付けするそうです。 大農機具の所有状況は、耕運機1台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が150日、農作業歴が50年、譲受人の妻が農作業従事日数100日、農作業歴40年です。譲受人の家から申請地までの距離は約1kmで、徒歩10分ということです。 申請地は平坦な土地であり、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木一夫推進委員から意見はありますか。
鈴木 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありますか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 1 の贈与による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 1 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 申請 2 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、引き続き 17 番 西宮一美 委員と、鈴木一夫 推進委員です。17 番 西宮一美 委員から調査の報告を求めます。
17 番 西宮委員	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が提出されましたので、6 月 10 日に鈴木一夫推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。申請の事由は、先ほどの申請 1 と同様で譲渡人が高齢のため、二男である譲受人に贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は、自作地借入地はなく、申請地の 136 m ² のみとなります。ジャガイモやナス、キュウリなどを作付け予定です。 大農機具の所有状況は、耕運機 1 台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が 150 日、農作業歴が 30 年です。譲受人の家から申請地までの距離は約 50m で、徒歩 1 分ということです。 申請地は平坦な土地であり、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木一夫 推進委員から意見はありませか。
鈴木 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。

議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請2の贈与による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請2につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 西宮一美委員ご苦労さまでした。 申請3 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、1番 滝童内政可 委員と、鈴木勲 推進委員です。1番 滝童内政可 委員から調査の報告を求めます。
1 番 滝童内委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、6月13日に鈴木勲推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、譲渡人及び親族が地元に住居しておらず、以前から譲受人が耕作していたため、贈与するものであります。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は自作地 4,591 m²、申請地面積 85 m²を合わせると 4,676 m²です。野菜は、主にジャガイモ、里芋を作付けする予定です。 大農機具の所有状況は、管理機が2台です。 申請人の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が200日、農作業歴が20年、譲受人の妻の農作業従事日数は150日、農作業歴は20年です。譲受人の家から申請地までの距離は、およそ5mで徒歩1分です。 申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木勲推進委員から意見はありませんか。
鈴木	特にありません。

推進委員	
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請3の贈与による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請3につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 滝童内政可委員ご苦労さまでした。 申請4 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、10 番 小高辰也 委員と、小高栄二 推進委員です。 10 番 小高辰也 委員から調査の報告を求めます。
10 番 小高委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、6月15日に小高推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、譲渡人は地元にはおらず、申請地を長い間譲受人に管理してもらっていました。将来のことを考えて譲受人に所有権を移転するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は自作地 8,822 m ² 、申請地面積 723 m ² を合わせると合計 9,545 m ² です。作付予定面積は、水稻 5,137 m ² 、野菜 4,408 m ² です。野菜は主に大根、サツマイモを作付けする予定です。 大農機具の所有状況は、トラクター1台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が200日、農作業歴が15年です。譲受人の家から申請地までの距離は、約1kmで徒歩でおよそ10分です。 申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	調査員の報告が終わりました。 小高栄二推進委員から意見はありませんか。
小高 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 4 の贈与による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 4 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 小高辰也委員ご苦労さまでした。 申請 5 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、17 番 西宮一美 委員と、鈴木一夫 推進委員です。 17 番 西宮一美 委員から調査の報告を求めます。
17 番 西宮委員	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が提出されましたので、6 月 10 日に鈴木一夫推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、申請地が譲渡人の自宅から遠いため、近くに住む譲受人に譲渡するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で、許可日から永久です。売買価格は坪当たり 3 万 3000 円、総額 323 万円です。 耕作面積は申請地面積の 323 m ² です。主にジャガイモ、タマネギ等の夏野菜を作付けするそうです。 大農機具の所有状況は、耕運機 1 台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が 200 日、農作業

歴が 15 年、譲受人の妻が農作業従事日数 100 日、農作業歴 3 年です。譲受人の家から申請地までの距離は約 50m で、徒歩 1 分です。

申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の要件を全て備えております。

以上報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査員の報告が終わりました。
鈴木一夫推進委員から意見はありませんか。

鈴木
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

特にありません。

議 長

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

申請 5 の売買による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請 5 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。

西宮一美委員、ご苦労様でした。

申請 6 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

調査員は、14 番 佐々木文子 委員と、高村安英 推進委員です。

14 番 佐々木文子 委員から調査の報告を求めます。

1 4 番
佐々木委員

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が提出されましたので、6 月 19 日に高村推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。

申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。

申請の事由は、譲渡人は東京在住で耕作ができないため、譲受人に譲渡するものです。

権利を移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で、許可日から永久で

す。売買価格は 10 a 当たり 3 万円です。同時に購入した住宅はイチゴのバック詰め等に利用することです。

耕作面積は借入地 12,871 m²、申請地面積 439 m²を合わせると合計 13,310 m²です。申請地の 439 m²には主に自家消費野菜を作る予定です。

大農機具の所有状況は、トラクター 1 台です。

申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が 300 日、農作業歴は農業技術修学歴を含めて 7 年、譲受人の父の従事日数は 200 日、農作業歴 1 年、譲受人の母の従事日数は 200 日、農作業歴 1 年です。譲受人の家から申請地までの距離は、道路を挟んで 5 m で徒歩 1 分です。

申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の要件を全て備えております。

以上報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査員の報告が終わりました。
高村安英 推進委員から意見はありませんか。

高村
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

特にありません。

議 長

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請 6 の売買による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請 6 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。

佐々木文子委員ご苦労さまでした。

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に議案の朗読を求めます。

事務局
(小幡)

【議案朗読】

議長

議案の朗読が終わりました。

申請 1 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。

調査員は、15 番 星フミ子 委員、18 番 益子波子 委員、菊池政広 推進委員です。15 番 星フミ子 委員 から調査の報告を求めます。

15 番
星委員

農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請書が提出されましたので、6 月 19 日に益子波子委員、菊池政広推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

転用行為の必要性は、再生可能エネルギーの必要性と重要性を基に、売電事業の拡大を図っています。発電した電力は、東京電力エナジーパートナーに全量売電し、電力の安定供給に寄与します。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は畑、平坦地で日照条件のよい土地で、隣接地の状況は、東側は道を挟んで畑、西側は国道、南側は道を挟んで雑種地、北側は畑と宅地になります。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、那珂川町は自然災害が少なく、日照条件が良く平坦な土地が多いこと、また常陸大宮市に設置している太陽光発電設備との一体管理がしやすいため、選定しました。

土地利用計画ですが、事業区域面積が 1,517 m²、太陽光パネルを 150 枚、パワーコンディショナーを 10 台、高さ 1.5m、幅 2 m のフェンスを外周に沿って 172m 設置します。

資金計画ですが、土地購入費が 120 万円、太陽光発電システム一式 556 万 236 円、設置工事費 237 万 6000 円、合計 913 万 6236 円です。撤去処分費用は毎年 3 万 7000 円を積み立て 30 年間の耐用年数で 110 万 1600 円を用意するとのことです。事業者ではなく銀行で管理するよう依頼しました。資金調達については全て自己資金で行い、三井住友銀行の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水排水はなく敷地内自然浸透処理です。土砂流出防止対策としては、切土盛土は行わずに、周囲に小堰堤を設けます。

除草対策として、年 2 回草刈りと除草剤を使用します。

日照通風の影響、太陽光パネルの高さ 1.1m、境界から 2.4～7.2m 離して設置するため、周辺への日照通風の影響はありません。

他の法令の状況について、令和 7 年 11 月 6 日に那珂川町教育委員会に包蔵地に該当するため、工事を行う際には着工の 60 日前までに文化財保護法 93 条第 1 項の届出を提出するよう回答を得ています。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。

菊池政広 推進委員から意見はありませんか。

菊池 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がりとは約 8.8 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
4 番 岡委員	フェンスの長さについて、差し替え後の資料によると 174m に変更しているようですが。
事務局長	お答えします。 先ほどお配りした資料のとおり、図面の差し替えがありました。実測により 174m であることが判明したものだと思われます。事実を確認の上、県へ進達したいと思います。
1 番 西宮委員	駐車場も変更ということで間違いないでしょうか。
事務局長	駐車場の広さも変更になりまして、面積が 49.2 m ² になります。
議 長	他にございませんか。 それでは意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 1 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 1 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 星フミ子委員、ご苦労様でした。 日程第 6 議案 3 号 非農地証明願による現況地目の認定についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事 務 局	【議案朗読】

(小 幡)	
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。 番号 1 田に係る非農地証明願についてを議題といたします。 調査員は、18 番 益子波子 委員と 渡邊久雄 推進委員です。18 番 益子波子 委員から調査の報告を求めます。
18 番 益子委員	非農地証明願が提出されましたので、6 月 19 日に渡邊推進委員と私と事務局で調査を してまいりましたので、ご報告いたします。 願出人の住所・氏名につきましては、議事日程に記載のとおりで、申請地は大山田下郷 地内の田で 1 筆です。 申請地周辺の見取図をご覧くださいればわかるように、この土地は 30 年以上前から竹 林となっており、平成 27 年に非農地証明の許可を受けましたが証明書を紛失してしまっ たため、再度申請するものです。なお、現状は平成 27 年以降も変わらず竹林となってい ます。 今後も、農地としての利用は困難であると確認してきました。 報告は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 渡邊久雄 推進委員から意見はありませんか。
渡邊 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	議案第 3 号 番号 1 非農地証明願による現況地目の認定について補足説明いたします。 長い期間、非農地であったことは益子委員から報告があったとおりですが、平成 27 年 に非農地証明されており、かつ、現在も変わらないことを確認しました。 以上で、補足説明を終わります。
議 長	それでは、審議に入ります。 質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【意見なし】
議 長	質問がないようですので、採決を行います。 番号 1 田に係る非農地証明願による現況地目の認定については、願出のとおり認定す ることに異議ございませんか。

各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって番号 1 につきましては、願出のとおり認定することに決定いたしました。 益子波子 委員、ご苦労様でした。 番号 2 畑に係る非農地証明願についてを議題といたします。 調査員は、11 番 高野寛 委員と 大武正 推進委員です。11 番 高野寛 委員から調査の報告を求めます。
1 1 番 高野委員	非農地証明願が提出されましたので、6 月 19 日に大武推進委員と私と事務局で調査を してまいりましたので、ご報告いたします。 願出人の住所・氏名につきましては、議事日程に記載のとおりで、申請地は松野地内の 畑で 1 筆で 430 ㎡です。 申請地周辺の見取図をご覧くださいればわかるように、この土地は昭和 46 年に住宅が 新築され、50 年以上宅地として利用されており、耕作不能となって現在に至ります。 今後も、農地としての利用は困難であると確認してきました。 報告は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 大武正 推進委員から意見はありませんか。
大武 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	番号 2 の、非農地証明願による現況地目の認定について補足説明いたします。 申出地に建っている住宅が、家屋評価証明書より昭和 46 年に建築されていることが分 かり、少なくとも 54 年以上宅地として使っていたことが確認できました。 以上で、補足説明を終わります。
議 長	それでは、審議に入ります。 質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【意見なし】
議 長	質問がないようですので、採決を行います。 番号 2 畑に係る非農地証明願による現況地目の認定については、願出のとおり認定す ることに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって番号2につきましては、願出のとおり認定することに決定いたしました。

高野寛 委員、ご苦労様でした。

番号3 畑に係る非農地証明願についてを議題といたします。

調査員は、8番 船山伸一 委員と 郡司公平 推進委員です。8番 船山伸一 委員から調査の報告を求めます。

8 番
船山委員

非農地証明願が提出されましたので、6月19日に郡司推進委員と私と事務局で調査を
してまいりましたので、ご報告いたします。

願出人の住所・氏名につきましては、議事日程に記載のとおりで、申請地は三輪地内の
畑で4筆で3,640㎡です。

申請地周辺の見取図をご覧くださいればわかるように、この土地は周辺をゴルフコース
に囲まれた那須小川ゴルフクラブ内にある農地で畑として利用されていましたが、経営者
が高齢となり28年前に耕作をやめてから、当該地をゴルフ場に貸しゴルフ場用地として
使用され現在に至っています。

現地は芝や樹木が植えられていたり伐採後の切株が残っており、今後も農地としての利
用は困難であると確認してきました。

報告は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査員の報告が終わりました。

郡司公平 推進委員から意見はありませんか。

郡司
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

番号3の、非農地証明願による現況地目の認定について補足説明いたします。

申出地は、ゴルフ場オープン当初は畑として使用していましたが、当時の土地賃貸借契
約書より平成9年からゴルフ場として使用していて、現在もゴルフ場の一部として使用し
ております。これにより、少なくとも28年以上非農地であることが確認できました。

また、都市計画法が平成13年5月18日に施行され、それより前からゴルフ場として使
用している場合は、開発許可制度の適用範囲外であることも確認しました。

以上で、補足説明を終わります。

議 長

それでは、審議に入ります。

質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員	【意見なし】
議 長	質問がないようですので、採決を行います。 番号 3 畑に係る非農地証明願による現況地目の認定については、願出のとおり認定することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって番号 3 につきましては、願出のとおり認定することに決定いたしました。 船山伸一 委員、ご苦労様でした。 日程第 7 議案第 4 号 非農地判断についてを上程します。 事務局に議案の朗読、及び説明を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【議案朗読】
事務局長	議案第 4 号、非農地判断についてご説明いたします。 令和 8 年 5 月 14 日、松野・富山地区において、荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について、担当地区の高野寛委員、大武正推進委員、事務局 2 名で現地確認をいたしました。 現地写真を参照いただきたいと思いますのですが、今回調査した農地は、山中または山際にある土地であり、すべてにおいて雑木や篠等が繁茂しており森林の様相を呈しておりましたので、山林と判断しました。残りの 2 筆については、木は繁茂していないものの、雑草のほかには篠等も繁茂しており、河川沿いで水没した形跡もあることから、原野と判断しました。いずれの土地も、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。 また、現地調査後には該当する地権者に対し、令和 8 年 5 月 20 日付けで「非農地判断に係る事前通知書」を配布・発送しており、6 月 3 日までに地目変更に同意しない方は連絡いただけるよう依頼しておりましたが、同意しない方はおりませんでした。 これらを踏まえ、今回現地調査いたしました記載の農地に関しましては、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地の判断について、非農地として判断いたしました。 議決後には、非農地通知書を土地所有者に送付いたします。 また、「非農地通知一覧表」及び「非農地と判断された土地の地方税法第 381 条第 7 項に基づく地目変更の申出リスト」を作成し、町税務課を通して法務局に送付するとともに、農地台帳の登録を抹消することとなります。 以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の議案の朗読、及び説明が終わりました。 担当地区委員の、11 番 高野寛 委員からの補足説明はありませんか。
11 番 高野委員	11 番 高野です。 担当地区として現地調査いたしましたので、補足説明をいたします。

	5月14日に、私と大武推進委員及び事務局で、現地確認をしました。状況としては事務局の説明及び、写真のとおりで、畑や田とは到底思えず、復元も見込めない状況でしたので、非農地と判断して問題ないと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	高野寛 委員から補足説明がありました。 大武正 推進委員から意見はありませんか。
大武 推進委員	特にありません。
議 長	それでは、審議に入ります。 質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【意見なし】
議 長	質問がないようですので、採決を行います。 議案第4号、非農地判断については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって議案第4号につきましては、原案のとおり決定いたします。 高野寛 委員、ご苦労様でした。 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを上程します。 事務局に、議案の朗読、及び説明を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【議案朗読】
事 務 局 (小山田)	日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを説明させていただきます。 配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画（案）」の2ページ目の総括表を御覧ください。 内容につきましては、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者1名、筆数5筆、面積 8,000 m²となっております。これらの農地について農地中間管理機構から貸借権等の設定を受ける担い手数は1名となっております。公告年月日は令和8年7月31日を、効力発生日は令和8年8月1日を予定しています。一覧表及び明細書につきましては、記載のとおりですので、各自でご覧ください。 今回の農用地利用集積等促進計画（案）について、全てを効率的に利用し耕作を行うこ

と、周辺農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することなど必要な要件を満たしていると考えています。

農業委員会の皆様におかれましては、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

議 長

議案の朗読、および説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

町から依頼がありました、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号につきましては、意見なしで回答することとします。

ここでお諮りします。「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を追加日程第1 追加議案第1号として、審議することに異議ありませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加日程第1 追加議案第1号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。暫時休憩いたします。

【休憩】

議 長

再開いたします。

追加日程第1 追加議案第1号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。

事務局に議案の朗読、及び、産業振興課農政係 川俣係長の説明を求めます。

事 務 局
(小 幡)

【議案朗読】

農政係
川俣係長

ただいま上程されました追加議案について説明いたします。

このたび那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更の申し出が

あったことに伴い、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づきまして、農業委員会に意見を求めるものです。

お配りしましたお手元の資料をご覧ください。

今回、5 地区 6 件の変更申出書の提出がありました。

変更申出一覧の①についてですが、地域名は馬頭で番地が馬頭〇〇番地〇、〇〇番地〇の 2 筆を除外するものとなります。地目、面積は記載のとおりでして将来的には太陽光発電施設の設置を検討しているということです。

本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。

次に申出一覧②についてですが、地域名は同じく馬頭、申請地の馬頭〇〇番地〇を除外するものです。

地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。

本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。

次に申出一覧③についてですが、地域計画の地域名は小砂、申請地の小砂〇〇番地〇を除外するものです。

地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。

本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。

次に申出一覧④についてですが、地域計画の地域名は大内・大那地で、申請地の大内〇〇番地〇を除外するものです。

地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。

本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。

次に申出一覧⑤についてですが、地域計画の地域名は久那瀬で、申請地の久那瀬〇〇番地〇の一部を除外するものです。

地目、面積等は記載のとおりでして、こちらについては、将来的に一般住宅の建築を検討しているということです。

本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。

最後に申出一覧⑥についてですが、地域計画の地域名は 6 区・9 区で、申請地の東戸田〇〇番地〇を除外するものです。

地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。

本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。

以上、6 件について簡単にご説明させていただきましたが、お配りした変更申し出一覧の次のページからは該当する地域の地域計画と目標地図を添付しております。

地域計画本文につきましては、更新の年月日の欄、区域内の農用地面積等の欄が変更となる予定です。

目標地図につきましては、該当する筆の部分を赤色で示しております。

併せてご確認ください。

説明は以上です。

議 長

議案の朗読、及び説明が終わりました。

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【意見・質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
町から依頼がありました、追加議案第 1 号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加議案第 1 号につきましては、意見なしで回答することとします。

川俣係長、ありがとうございました。

本日の付議事件につきましては以上です。

長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

これにて閉会いたします。

ご起立願います。 一礼一。

ご苦労様でした。